

第4章 地域福祉計画

1 人づくり



施策1 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

学校教育や生涯学習を通じて、地域の福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深める動機づけと意識の向上を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を実現するため、ノーマライゼーション理念の理解促進を図ります。	健康福祉課	障がい者計画 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画
2 地域福祉に関する学びの場の提供	各種講座やイベントの開催を通じて、地域福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
3 小中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進	認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援者となるべく「認知症サポーター養成講座」の普及啓発の目玉として、町内小・中学校の授業等での導入を目指します。	健康福祉課 教育総務課	
4 福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。	教育総務課 社会教育課 (社会福祉協議会)	
5 人権教育の推進	人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	教育総務課 住民課	
	子ども達に人権感覚を身につけてもらうことを目的として人権啓発活動の推進を図ります。	住民課 (人権擁護委員)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
認知症サポーター養成講座 小中学校年間開催数	0校	3校（目標値）

※ノーマライゼーションとは

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方です。

※認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」を受講した方が「認知症サポーター」です。認知症サポーターには、「認知症の人を支援します」という意思を示す目印である「オレンジリング」が配布されます。認知症サポーターは何か「特別なこと」を行う人ではありません。講座を通じて認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症のかたやその家族を応援するのが認知症サポーターです。地域や職場で、どんな支援ができるのか一人ひとりが考えていくことが大切です。

施策2 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

各分野におけるリーダー、推進員や専門員、コーディネートを担う者、社会福祉従事者など地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 介護福祉士等の人材養成及びキャリアアップ	介護保険事業、障害福祉サービス事業、その他の介護事業等において、介護福祉士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、介護に携わる者が介護の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	健康福祉課	飯豊町介護職員初任者研修受講支援事業実施要綱
2 保育士等の人材養成及びキャリアアップ	認定こども園、保育園・児童センター等において、保育士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、保育に携わる者が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	教育総務課	

3 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	こころの健康づくりの充実を図るとともに、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）の育成に努めます。	健康福祉課	健康いいで 21 データヘルス計画 いのち支える飯豊町自殺対策計画
4 ボランティア団体等との地域福祉活動への支援	ボランティアセンター機能を生かした情報提供体制の強化、福祉ボランティアへの登録と参加促進、指導者・グループリーダーの養成とこれらの人たちの資質の向上に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
5 社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援	相互の支え合いと秩序ある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、福祉に関心を寄せる人材を育てるために、体験学習、奉仕活動、地域との交流活動等の機会を確保します。また、各種講習会や教室等の住民の参加を通じ、地域の保健福祉にかかわる人材の発掘・育成に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
6 保育サービス事業の推進	認定こども園、保育園・児童センター等において、特別保育や地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進します。	教育総務課	
7 在宅高齢者の食生活支援の担い手の養成	食生活に不安のある在宅高齢者等に対して、自立した生活が営めるように支援するため、総合事業による訪問型サービスの確立に向けて担い手の養成等を地域の実情に応じて行います。	健康福祉課 (食生活改善推進員連絡協議会)	
8 助け合い除雪支援の担い手育成	自力で自宅周辺の除雪ができない世帯が増加する中で、身近な地域において、助け合いの除雪の活動が展開できるよう新たな人材育成及び養成に努めます。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	

9 介護予防リーダーの養成	地域の高齢者の介護予防体操等、総合事業による通所型サービスの立ち上げを目的として、介護予防リーダーの養成を行います。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
10 認知症サポーター養成	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成するための講師の派遣、調整を行います。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
11 外国人介護人材の受け入れについて	福祉施設で深刻化する人材不足の解決方法として、介護施設への介護人材確保のため、外国人介護人材の就労支援を検討します。	健康福祉課	EPA (経済連携協定)
12 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	山形県と連携し、福祉・介護職員等の処遇改善に資するための取り組み支援に努めます。	健康福祉課	
	複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての地域福祉コーディネーター等の配置に向け、社会福祉協議会と連携・調整し、育成に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
介護予防運動指導員数	3人	4人	4人
介護職員初任者研修受講者数	0人	1人	2人

施策3 地域住民・ボランティア等の地域福祉に関する活動への支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 ボランティア活動の支援	ボランティアセンターの設置又はボランティア活動を紹介できる体制の整備に努め、ボランティア活動の機会の提供に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
2 ボランティアグループ、個人ボランティアへの情報提供	ボランティア情報について、ホームページ等で紹介し、住民のボランティア活動への参加の機会づくりを進めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	
3 高齢者のボランティア活動の支援	元気な高齢者による生活支援の担い手としての活躍できる基盤整備を進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (老人クラブ連合会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
4 除雪ボランティア活動の支援	地域の単身高齢者宅等の除雪支援を行うボランティアが安全に活動できるための支援に努めます。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
5 地域住民等が集う交流の機会の確保	公的施設の開放と町内各組織が主催するイベント等の事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める事業を支援します。	社会教育課 健康福祉課	
6 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※（地域支え合い推進員）の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	(第1層) 1人	(第1層) 1人	(第1層) 1人
住民主体の除雪ボランティア団体数	2団体	3団体	4団体

※生活支援コーディネーターとは

2014年度の介護保険制度改正に伴い、市町村が行うべき地域支援事業のひとつと位置づけられる。地域において住民主体の訪問型、通所型サービス等を創設していくために、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等による、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握と連携しながら、地域における下記取組を総合的に支援・推進。主な役割は下記のとおり。①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手養成、組織化、支援活動につなげる機能）等

2 仕組みづくり



施策1 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

地域における課題の解決に向けた取り組みを進めている活動団体や自治会、民生委員児童委員、NPO等の福祉活動を支援します。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 交流機会づくり	高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる「地域の居場所」や住民主体の通いの場「いきいき100歳体操」など、地域における交流の機会づくりを推進します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課	
2 民生委員児童委員活動の充実に向けた環境整備	役割負担の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関と連携を強化します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)	
3 自治組織(集落)の活動支援	住民自治組織による自発的な活動や取り組みを積極的に支援します。	総務課 (社会福祉協議会)	
4 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	健康福祉課 (社会福祉法人)	社会福祉法第24条第2項
5 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※(地域支え合い推進員)の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2年度 ～3年度》	《令和4年度 ～6年度》
地域の居場所開設数	2カ所	4カ所	5カ所
いきいき100歳体操実施団体	22団体	25団体	28団体

施策2 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

住民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 各種交流イベントの開催	健康イベント等の各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。	健康福祉課 企画課 社会教育課 (社会福祉協議会)	
2 飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援	飯豊町社会福祉協議会との連携、協働を進化させることにより、地域福祉の推進を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
3 事業者への指導検査の実施	介護事業所への指導検査を実施します。	健康福祉課	
4 福祉サービスの第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては、福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図ります。	健康福祉課	
5 介護サービスの質の向上	サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や資格取得を事業者に奨励します。また、介護保険サービスの適正化を進めるとともに事業者指導を実施します。	健康福祉課	
6 障がいのある方の就労後の支援体制の整備	障がい者の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	健康福祉課	

7 農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参画の推進	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、障がい者の自信や生きがいの創出と、社会参画を実現する取組を推進します。	農林振興課 健康福祉課	
8 高齢者等の住の確保に関する支援	住宅の老朽化等に伴い低所得のため改築費用が捻出できない世帯が、安心して住まいを確保できるよう支援を検討します。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
9 町内の買い物弱者等への支援	生活に必要な買い物をすることが難しい方に対し、移動を支援する仕組みづくりや、配達や配食など、在宅でも必要なものが購入できるサービスの充実を図ります。	商工観光課 健康福祉課 (小売事業者)	
10 生活支援サービスの体制整備	ボランティア養成や住民主体の通いの場づくり、生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター※(地域支え合い推進員)の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
11 家族介護者等への支援	家族で介護されている方へ、介護に関する研修会の開催や、介護者間の情報交換の機会を設けることで、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
12 冬期間の安心した暮らしを実現するための除雪体制整備	冬期間において通勤、通学、外出等が安心して行えるよう、車道、歩道の公的機関による除雪体制の強化を図ります。	地域整備課	

13 除雪が困難な世帯に対する支援拡充	道路から玄関までの距離が長い等の諸事情により宅道除雪ができない高齢者又は障がい者世帯に対し必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	
	家屋の除雪ができない世帯において、事業者への依頼が適切に行えないや除雪費用が支払えないなどの困りを解消するため、必要な支援を行います。	健康福祉課	飯豊町除雪ヘルパー派遣事業・除雪費支給事業
	様々な支援策や取り組みでは補えない除雪の困難や負担を補うため、地域住民による助け合いによる除雪支援が積極的に行えるよう新たなボランティアの確保に加え、相談対応、コーディネート等の支援を図ります。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	
14 地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取り組みを進めます。	社会教育課 教育総務課 健康福祉課	

【関連する指標】

評価指標	《平成30年度》	《令和元年度》	《令和6年度》
飯豊町家族介護支援事業参加者数	61人(延べ)	65人(見込)	70人(目標)

3 環境づくり



施策1 地域住民に対する相談支援体制の整備

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関同士の連携を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康福祉課	
2 交流の場の環境整備	高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な方が集まり、夏や冬も快適に活動できるよう、公民館の環境整備を推進します。	社会教育課 健康福祉課	
3 民生委員児童委員の適正配置	民生委員児童委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、適正配置に引き続き努めます。	健康福祉課	
4 相談体制の充実	要介護者、家族等からの相談に対し、公的機関、専門機関や民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	
	障がい当事者、家族等からの相談に対し、公的機関、専門機関や民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。		
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

4 相談体制の充実	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	教育総務課 健康福祉課	
	妊産婦出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊産婦からの相談体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育総務課	
5 住まいのバリアフリー化等の推進	身体障がい者等が住宅をバリアフリー化するための住宅改修費の一部補助など必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	
6 ひとり親家庭の相談・支援充実	様々な問題や不安を抱えやすい、ひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	教育総務課	
7 児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	様々な児童虐待ケース事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	健康福祉課 教育総務課 (児童相談所)	
8 障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がい者の重症化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児やその家族が安心して生活するための地域生活支援拠点等の整備を検討します。	健康福祉課 教育総務課	
9 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所のリストを作成し、連携のために活用します。	健康福祉課 国保診療所	
10 総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

11 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター及び職種ごとのグループによる合同研修や勉強会を定期的に行い、職員の資質向上を図ります。地域包括支援センターの評価の実施について検討します。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
--------------------	---	-------	--------------------------

施策2 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

地域福祉サービス内容の開示等により、利用者が適切なサービスを選択・確保できる仕組みを実現します。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康福祉課	健康いいで21 データヘルス計画
2 住民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根差した食育活動が推進できるように努めます。	農林振興課 健康福祉課 教育総務課 商工観光課	食育・地産地消計画 健康いいで21 データヘルス計画
3 望ましい食生活の確立支援	住民一人ひとりが自らの食に関心を持つことで、生活習慣病の予防や日常生活における正しい食習慣が確立できるよう支援します。	健康福祉課 (食生活改善推進員)	健康いいで21 データヘルス計画
4 保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	
5 障がい福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が障がい福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むようガイドブックの製作など、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	

6 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進	障害のある子どもが他の子どもと平等に学べるよう、公立学校に義務化された合理的配慮の取り組み促進と理解の向上に努めます。	教育総務課 健康福祉課	
7 交通弱者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供	運転免許返納者を含む交通弱者（高齢者、障がい者等）に対し、デマンド型乗合いタクシーによる適切な交通サービスの提供に努めるとともに、福祉車両による利用が必要な方の外出を支援するため、福祉タクシー券交付事業や福祉有償運送サービスの利用に関する適切な情報提供に努めます。	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	
8 安心して利用できる移送サービスの提供体制の構築と推進	住民の生活を支えるために移送サービスを提供する事業者等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行います。また、買い物支援などの助け合いの移送サービスの立ち上げを支援します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
9 福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	健康福祉課	
10 情報機器の活用促進	年齢や障がいの有無に関係なく、全ての住民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	健康福祉課	
11 サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう。介護サービスの基盤整備とサービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	

11 サービス提供の充実	障害福祉サービスの充実のため、サービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	
	既存のNPO等と連携し、子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	教育総務課	
12 出産・子育て情報提供事業	スマートフォンを活用した子育て支援アプリの導入を考慮しながら、乳幼児の保護者に対し、必要な情報の提供に努めます。	健康福祉課 教育総務課	
13 生活困窮者自立支援事業	経済的困窮等の困難を抱える生活困窮者の社会的自立を促すため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (福祉事務所(県))	
14 ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るために必要なサービスを提供し、自立に向けてハローワーク等の関係機関と連携した支援に努めます。	健康福祉課 教育総務課 商工観光課	
15 子育て支援サービスの検討	育児支援ヘルパー等の新しいサービス開発の検討を行います。	健康福祉課 教育総務課	
16 いじめ・虐待被害にあった子ども等へのケア	いじめ、虐待等の被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。 また、学校や児童相談所、医療機関、家庭等と再発防止に向けた連携を強化します。	教育総務課 健康福祉課 (児童相談所)	
17 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	健康福祉課	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
18 認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある高齢者について、適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を行います。	健康福祉課 (認知症疾患医療センター)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

19 罪を犯した人への社会復帰への取り組み	犯罪を犯した人あるいは非行のある少年を改善、更生するため、保護司又はその関係団体との連携を密にして社会復帰への支援を行います。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	住民課 教育総務課 (保護司)	
20 ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進	障がいのある方や難病患者、妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の普及を進めます。	健康福祉課 (身体障がい者福祉協会)	
21 DV等の被害にあった方への対応	DV被害者については、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用援助などの自立支援が必要です。DV被害者の個人情報適切な保護並びに関係機関との連携による自立支援を図ります。	健康福祉課 住民課	

施策3 権利擁護や成年後見制度の推進

判断能力に不安がある者への金銭管理等の権利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの充実を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用推進に努めます。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 権利擁護の推進	高齢社会が進行する中、誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、引き続き飯豊町社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図っていきます。また、身寄りが無いなど、経済的負担が難しい町民に対しては、審判申し立てに加えて、後見人報酬の費用助成を制度化します。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	飯豊町成年後見制度における町長申し立てに係る要綱

	「飯豊町高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用支援その他の高齢者に対する権利擁護に引き続き取り組めます。関係機関への虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
2 成年後見制度の支援	飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
3 成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発・相談事業の実施、利用促進などについて、成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、中核機関の設置及び地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、置賜定住自立圏「福祉」ワーキンググループ並びに社会福祉協議会と協議を進めながら検討していきます。	健康福祉課 住民課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
成年後見センター設置数	0カ所	1カ所（目標値）

4 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

安心・安全なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。
また、避難行動要支援者支援制度の推進に努めます。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 安否確認による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、定期的な見守り支援を含めた安否確認に係る対応を町内の事業者、民生委員、関係機関及び飯豊町社会福祉協議会と連携・協力し安心・安全なまちづくりを進めます。	健康福祉課 (自治組織) (社会福祉協議会) (郵便局)	飯豊町安心生きがい訪問事業実施要綱
2 緊急時対応による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、見守り機能を搭載した通報装置を貸与し、緊急時の通報対応及び関係機関への連絡等を通じて生活不安の解消に努めます。	健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署)	飯豊町緊急通報装置機器貸与要綱
3 地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	住民課 (自治組織)	
4 防犯カメラの整備の取り組み	公共空間における防犯のための見守り・監視活動を強化するため必要に応じて防犯カメラの設置を進めます。	総務課 教育総務課 住民課	
5 公共施設等のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や各関係施策に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進します。	各施設管理所 管課	障がい者計画 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画
6 住まいのバリアフリー化等の推進	介護保険制度を利用できない高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように住宅改修の相談など住まいのバリアフリー化等を進めます。	健康福祉課	

7 町内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、バリアフリーマップ、福祉マップの政策に取り組み、当事者やその家族が適切な情報が得られるように努めます。	健康福祉課	
8 飯豊町災害ボランティアセンターの設置等	災害時における広域的なボランティアの受け入れが円滑に行えるよう、その中核を担う災害ボランティアセンターの設置運営を行います。	総務課 (社会福祉協議会)	飯豊町地域防災計画
9 避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者支援プランに基づき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる体制整備を行います。	総務課 健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署)	飯豊町地域防災計画
	登録情報を福祉・防災部局で共有するほか、必要に応じて、消防署、警察署、消防団、社会福祉協議会、地域の自主防災組織、民生委員児童委員へ本人同意のうえで情報提供する体制づくりを進めます。	(警察署) (民生委員児童委員協議会)	
	関係部局や関係団体等と連携を図りながら、避難行動計画要支援者への支援対策や必要に応じて「個別支援計画」の作成について検討します。また、定期的な避難訓練や自主防災組織による安否確認訓練を取り入れ、支援実施体制の強化を図ります。		
10 災害時協定締結による安心なまちづくり	関係機関や事業者と災害協定を締結し、災害時における高齢者や障がい者の安心なまちづくりを推進します。	総務課 (民間事業者：建設・土木、燃料販売事業者、小売事業者) (社会福祉施設)	

4 関係づくり



施策1 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携促進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関との連携強化を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	健康福祉課	
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育（療育支援）の充実を図ります。	健康福祉課 教育総務課	
2 保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制をつくります。	健康福祉課 教育総務課 国保診療所	
3 福祉総合相談体制の整備	保健福祉にかかわる職員等に、研修への参加を奨励し職員の資質向上に努めます。また、住民サービスの窓口を統一するなど、福祉総合相談窓口、ワンストップ化の在り方について引き続き検討します。	健康福祉課 住民課 教育総務課 (社会福祉協議会)	
4 福祉・保健・医療と他分野との情報共有	他分野との連携・情報交換を進め、個別窓口で総合的な情報提供ができるような体制構築に努めます。	健康福祉課 国保診療所	
5 就労支援の展開等	障がい者が労働市場への積極的な挑戦を可能とするよう、ハローワーク等と連携した支援を促進します。	商工観光課 健康福祉課 (ハローワーク)	

6 生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実情とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	健康福祉課 (福祉事務所(県))	
7 自殺対策の推進	自殺対策として「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みにより、だれもが必要な支援を受けられるようにその機会の確保に努めます。また、自殺の防止のための取り組みとして保健・福祉・医療・教育・商工等の関係施策、関係機関との連携強化を図ります。	健康福祉課 教育総務課 商工観光課 (保健所(県))	いのち支える飯豊町自殺対策計画
8 在宅医療に伴う日常生活用具の給付	高齢者、障がい者、小児慢性特定疾病児童に対し、在宅医療に必要な用具の給付を行います。	健康福祉課	
9 精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築	住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	
10 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化に努めます。	健康福祉課 国保診療所	
11 地域ケア会議の充実	地域ケア会議を定期的で開催し、個別事例の検証を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図り、地域課題の把握へとつなげます。	健康福祉課	

施策2 見守り・支援体制の充実

複雑・複合的な課題を抱える方への横断的な見守り・支援体制の充実を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 民生委員児童委員定例会への参加等	住民の困りや変化など、福祉ニーズの吸い上げを行う場として月1回行われる民生委員児童委員の各地区定例会への出席を通じ、福祉に欠ける世帯の早期把握に努めます。また、社会福祉協議会における地域福祉推進委員制度の連携、共有化を図ります。	健康福祉課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	
2 総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	第7期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
3 高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 (警察署)	
4 障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 (警察署)	
5 児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	増加する虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	教育総務課 健康福祉課 (警察署) (児童相談所)	
6 見守り・助け合いのネットワークづくり	飯豊町社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

7 単身高齢者の緊急時の見守り	単身高齢者に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の見守りと生活不安の解消を図ります。	健康福祉課 (事業者)	飯豊町緊急通報装置貸与要綱
8 被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、個別支援の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	
9 生活福祉資金等の各種制度の周知	低所得世帯等の自立促進を目指す貸付制度として、山形県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度と飯豊町社会福祉協議会が行う福祉更生資金貸付制度の周知を図ります。	(社会福祉協議会)	
10 地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	住民課	
11 ひきこもり問題に関する相談支援	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、専門的な支援機関のNPO等と連携を図ります。また、必要に応じて、学校や民生委員児童委員からの連絡や相談に対して調整を図り、社会復帰事例を増やしていきます。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (NPO法人)	
12 子どもの貧困対策及び子ども食堂事業の推進	関係施策との連動により、子どもの貧困や孤食への対応を関係機関等と情報を共有しながら推進します。子ども食堂の立ち上げを進める際は、山形県補助制度を活用しながら、子供に限定しない地域での取り組みを支援します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	

13 特殊詐欺の被害防止に向けた企業と連携した見守り等	郵便局や金融機関等と連携し、高齢者や障がい者等が特殊詐欺の被害に遭わないように、日常的な場面におけるゆるやかな見守りを実施し、ネットワークを強化します。	住民課 健康福祉課 商工観光課 (警察署) (社会福祉協議会) (消費生活センター)	
14 見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため警察署や地域住民による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	健康福祉課 (警察署)	飯豊町お出かけ見守り事前登録事業実施要綱
15 障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築	発達障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援事業所や医療機関への紹介を行うと共に臨床心理士の相談事業、保育所等訪問支援を実施します。また、児童発達支援事業所等、関係機関同士の連携強化にも努めます。	健康福祉課 教育総務課	
16 医療的ニーズへの対応等	医療的ケア児支援のため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議体の設置を検討します。また、重度の心身障がい児等を支援する発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などを図るコーディネーターの配置についてもあわせて検討します。	健康福祉課 教育総務課 (児童相談所)	
17 精神障がい者にも対応できる地域包括ケアシステムの構築	当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	

18 社会福祉法人によるネットワークづくり	社会福祉を目的とする法人間のつながりを構築することにより地域における公益的な取り組みの推進だけでなく、合同による研修や質の高いサービスの構築につなげていきます。	健康福祉課 (社会福祉法人)	
19 婚活を行う方への支援	結婚する意思のある方に「いいで未来サポート隊」事業による積極的な支援を継続的に行い、成婚率の拡大に努めます。	企画課	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和6年度》
お出かけ見守り事前登録事業登録者数	196人	230人
緊急通報装置貸与事業利用者数	29人	40人

施策3 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

法改正等に伴う高齢障がい者に対する制度の普及や、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)を中心として、有機的に連動した支援が提供できる体制整備等を図ります。

事業分類	取り組み内容	関係課 (連携先・機関等)	関連施策 行政計画
1 共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスと介護保険サービスの同時提供として、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供する事業所が、障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供可能とする共生型サービス制度の周知に努めます。	健康福祉課 (介護保険指定事業所) (障害福祉サービス指定事業所)	
2 障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスの提供を可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度普及に努めます。	健康福祉課 (障害福祉サービス指定事業所)	
3 要援護者のニーズ把握	社会福祉協議会等の関係機関や民生委員児童委員との連携及び要援護者への訪問等を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	
4 地域福祉コーディネーターの育成・配置	複雑・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題を解決に導く「つなぎ役」としての「地域福祉コーディネーター」を育成し、その配置に努めます。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	
5 包括的な相談・支援体制の構築	地域福祉コーディネーターが民生委員児童委員、地域福祉推進委員等と連携し、新たな社会資源の発見や地域課題の把握を行うネットワーク整備や包括的な支援体制の構築に向けて飯豊町社会福祉協議会と協議を進めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	

【関連する指標】

評価指標	《令和元年度》	《令和2～6年度》	目標値
地域福祉コーディネーター※ (コミュニティソーシャルワーカー)	1人	2人	計 2人

※地域福祉コーディネーターとは

「専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また自ら解決することのできない問題については適切な専門家などにつなぐ」「地域の住民活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わるものによるネットワーク形成を図るなど、地域活動を推進する」役割を持つ専門職（『これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書』2008年）。対象は高齢者に限定されていない。